

社会福祉法人ニコニコハウス 役員報酬・費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ニコニコハウスの定款第八条及び第二一条に基づき、当法人の評議員、理事及び監事に対して支給する役員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第2条 役員報酬及び諸手当の額は、勤務実態に即して支給するものとする。

(報酬の額)

第3条 役員報酬は、他の社会福祉法人の役員報酬水準や、当法人の職員給与に準じ、社会的常識に即して以下の通りとする。

<会議出席報酬>

役員名	内容	単位	報酬額
評議員	評議員会	日額	3,000円
理事	理事会	日額	3,000円
監事	評議員会、理事会	日額	5,000円

<業務報酬>

役員名	内容	単位	報酬額
理事長	法人及び事業所運営のための業務	月額	40,000円
理事 *非常勤理事のみ	法人及び事業所運営のための業務	日額	3,000円
監事	事業報告、決算報告監査	日額	10,000円

(支給方法)

第4条 役員報酬は、出席、訪問の都度、現金により支給するものとする。

(費用弁償)

第5条 費用弁償は社会福祉法人ニコニコハウス旅費規程の定めにより支給するものとする。

(その他)

第6条 この規程の運用上必要な事項については、理事会の議決を得て、これを理事長が

別に定める。

(附則)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。